

分野4 雇用・就労の促進

＜現状と課題＞

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

障がいのある人が当たり前のように、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

また、就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- ・自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある
（障がい者調査 39.9%、難病患者調査38.9%）
- ・勤務時間が調整できる（障がい者調査 29.7%、難病患者調査45.4%）
- ・職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（障がい者調査 28.6%、難病患者調査 29.6%）

◆基本方針

基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の

じゅうじつ きょうか はか
充実・強化を図ります。

きほんほうしん しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん こよう
基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の

ていちゃく はか ふくしてきしゅうろう しえん じゅうじつ こうちん
定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃

すいじゆん こうじょう はか
水準の向上を図ります。

◆ **基本施策**

きほんしさく 1 ここ しょう とくせい に - ず たいおう しゅうろうそうだんしえん
基本施策 1 個々の障がい特性やニーズに対応した就労相談支援

たいせい じゅうじつ
体制の充実

きほんしさく 2 こよう ば かくじゅう いっぱんしゅうろう ふくしてきしゅうろう
基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

きほんしさく 3 ふくしてきしゅうろう こうちんこうじょう
基本施策 3 福祉的就労における工賃向上

きほんしさく 4 しょう ひと いっぱんしゅうろう すいしん
基本施策 4 障がいのある人の一般就労の推進

きほんしさく 1 ここ に - ず たいおう しゅうろうそうだんしえんたいせい じゅうじつ
基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○ くに しょう しゃこようすいしん かんけいきかん れんけい しょう ひと
○ 国の障がい者雇用推進などの関係機関と連携し、障がいのある人

こようそくしん む そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

◆ **就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）**

しょう ひと こよう そくしん しゅうろう あんてい はか
障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、

しゅうぎょう にちじょうせいかつ しえん おこな はろ - わ - く - とう
就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の

かんけいきかん れんけい じょぶさぽーター - た - しえんいん
関係機関と連携して、「ジョブサポーター」（※）や支援員によ

こようそくしん しょくばていちゃくしえん はか
る雇用促進・職場定着支援を図ります。

※ **ジョブサポーター**

しょう ひと しゅうろうしえん しょくばていちゃく はか
障がいのある人の就労支援や職場定着を図るために、

しょくば で む しょう ひと こようぬし じょげん おこな
職場に出向いて障がいのある人や雇用主に助言などを行う

支援員のこと。平成29年度から1名増員し、計8名で対応。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある人を雇用し、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

<重点取組>

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センターや、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

◆ チャレンジ雇用制度の実施（新規）

札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がい

のある人を雇用する枠を設け、市役所での勤務経験等をもとに、
一般就労へのステップアップを後押しします。

◆地域活動支援センター（就労者支援型）の運営

一般就労した障がいのある人に対し、仕事上の悩みや
私生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の
場を提供することにより、一般就労後の生活について総合的
に支援を行います。

◆就労支援サービスの円滑な提供（一部新規）

障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望す
る方や一般企業等での就労が困難な方に、知識及び能力の
向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に
提供します。

また、新たに設けられた就労定着支援事業サービスについ
ても同様に円滑な提供に努めていきます。

⇒ 障がい福祉計画の部（87、88ページ）もご覧ください。

基本施策3 福祉的就労における工賃向上

- 障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組
により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図りま
す。

＜重点取組＞

◆ 製品の販路拡大支援

ちいきかつどうしえんせんたー ちいききょうどうさぎょうじょ うんえいきょうか
地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化を
はか せいひん れべるあっぷ うんえいめん たい しどうとう おこな
図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行
います。

また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する
じょうせつてんぽ げんきしょっぷ うんえい せいひん こうにゅう
常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を
つう しみん しょう たい りかいそくしん しょう 障がいのある人の
通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の
こうちん そうがく めざ
工賃の増額を目指します。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援(元気ジョブアウトソーシング
センター運営事業)

しょう しゃせつとう おこな せいそう いんさつ えきむていきょうさ
障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サ
ービス ふう けいさぎょう みんかんぎぎょうとう えいぎょう
ービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、
かくしせつ じゅちゅうちょうせいとう おこな せんたー うんえい しょう
各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのあ
ひと こうちんこうじょう めざ
る人の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう もと さっぽろし しょう
障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障が
い者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局に
おいて調達を推進します。

基本施策4 障がいのある人の一般就労の推進

- 障害者総合支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の
とりぐみ しょう ひと いっぱんしゅうろう いこう すいしん
取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進します。

- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

＜重点取組＞

- ◆ 障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキルアップ事業）

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した研修を行うなど、障がい者雇用の推進を図ります。

- ◆ 就労に向けた訓練・就労体験

札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を受け入れて、職場実習・就労体験の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

- ◆ 障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を行っている障がいのある人が企業で就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側も障がいのある人を受け入れることによって、障がい者雇用について考えるきっかけを提供し、障がいのある人の一般就労を推進します。